

# 龍ヶ崎市 障がい福祉計画（第2期）

平成21年3月改訂





茨城県龍ヶ崎市

平成 21 年 3 月発行

発 行 龍ヶ崎市

編 集 龍ヶ崎市健康福祉部社会福祉課

〒301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地

印刷製本 障害福祉サービス事業所 ひまわり園

## はじめに

わが国の障がい者福祉施策は、平成18年度に施行された障害者自立支援法により、障がい者本人が主体的にサービスを選択・決定し、住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援や社会参加を促進する仕組みが構築されつつあります。

本市においても、障害者基本法に基づき策定した「障がい者プラン」に沿って、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「ソーシャル・インクルージョン」の概念に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等を総合的かつ計画的に推進しているところです。

本計画は、「障がい者プラン」の一部として策定した「障がい福祉計画」の第1期計画が平成20年度で終了することから、これまでの計画の評価・分析を行うとともに、福祉施設が新たなサービス体系に移行する平成23年度に向けて、第2期の計画を策定するものです。この計画では、個々の生活環境や需要に対応できるようきめ細かなサービスの提供や就労の支援を充実し、障がい者本人はもとより、家族の負担軽減という課題にも対応していくものです。

今後も、障がいのある方もない方もそれぞれの立場で「住み良さ」を実感できるまちづくりを目指し、市民と行政が一体となって、障がい者福祉施策を推進してまいります。市民の皆さまには、障がい者の自立及び社会参加への支援と、障がい者福祉施策に対するより一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に際しご尽力を賜りました龍ヶ崎市保健福祉総合推進協議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

龍ヶ崎市長 串田武久

# 龍ヶ崎市障がい福祉計画（第2期）

## 目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	第2期障がい福祉計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付けと役割	2
第3節	計画期間と見直しの時期	3
第2章	龍ヶ崎市の現況	4
第1節	人口・世帯	4
第2節	龍ヶ崎市の障がい者の現状	4
第3章	サービス提供基盤の整備	6
第1節	基本的な考え方	6
第2節	基本目標	7
第3節	障害福祉サービス又は指定相談支援の見込量及び その見込量の確保のための方策	9
第4節	市が実施する地域生活支援事業	22
第4章	地域の社会資源	29
第1節	指定障害福祉サービス事業所	29
第2節	指定相談支援事業所	32
第3節	指定地域生活支援事業所	33

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 第2期障がい福祉計画策定の趣旨

龍ケ崎市では、平成19年3月に、「ノーマライゼーション」※1「リハビリテーション」※2「ソーシャル・インクルージョン」※3の概念に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての人が人格と個性を尊重し支えあうことで、地域における自立した生活と社会活動を促進し、共に生活できるような共生社会の実現を目指し、「龍ケ崎市障がい者プラン」を策定いたしました。

このプランでは、7つの基本目標のもと、さまざまな施策を展開し、計画的に推進していくこととしています。

7つの基本目標のうち、「障がい者の地域生活支援」の実施計画という位置付けにより、障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、必要なサービス量を見込み、これを確保するための具体的な方策を示したものが「障がい福祉計画」です。

第1期計画は、国の定めた基本的な指針に基づき、平成19・20年度におけるサービス量を見込むとともに、障害福祉サービス事業者が新体系への移行を完了する平成23年度の計画目標値を明らかにしております。

そして今般、第1期計画の進捗状況等を分析・評価し、課題等を整理したうえで、平成23年度を目標年度として各数値目標及び各年度のサービス見込量を設定する第2期計画を策定するものです。

※1 ノーマライゼーション……障がい者を特別視するのではなく、普通の人間として一般社会の中で、普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマル(あたりまえ)であるという考え方で、障がい者福祉の基本となる理念です。

※2 リハビリテーション……障がい者の能力を最大限に発揮させ、自立を促すために行われる専門的技術のことです。

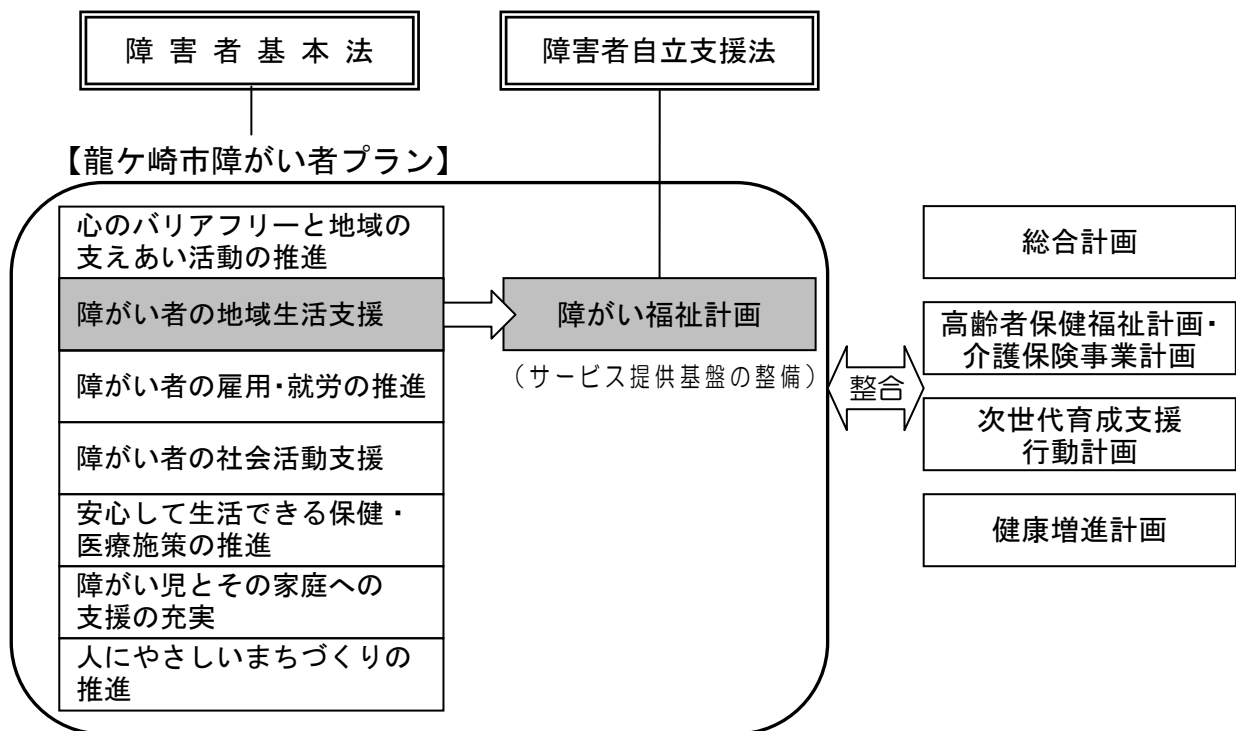
※3 ソーシャル・インクルージョン……「特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み、支えあう」という相互の連帯と心のつながりを築く考え方です。

第2節 計画の位置付けと役割

「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づき、障がい者が自立した日常生活を営むことができるように、施策の実施計画として数値目標を掲げたものです。

この計画は、本市が取り組む障がい者施策の基本的な計画として、障害者基本法第9条第3項に基づき平成19年3月に策定された「障がい者プラン」の一部として策定されています。「障がい者プラン」に掲げられた福祉・地域生活にかかわる施策のうち、障がい者の地域生活支援としてのサービス提供基盤の整備に関する計画であり、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障害福祉サービスや指定相談支援並びに地域生活支援事業の種類毎に必要な量を見込むとともに、その見込量を確保するための具体的な方策を設定するものです。

「障がい者プラン」と「障がい福祉計画」は、市の総合計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、健康増進計画や国・県の計画等との整合性を図りながら定められ一体的に推し進められるものです。



障がい者プラン及び障がい福祉計画と市の各種計画との関連

## 第3節 計画期間と見直しの時期

「障がい福祉計画」は、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、平成20年度までを中間段階として第1期計画、その実績を踏まえて平成23年度までを第2期計画として策定します。

また、その後の計画は、3年を1期として策定することとします。

計画期間は、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応し、より実効性のある計画推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第1期：平成19～20年度の2カ年間

第2期：平成21～23年度の3カ年間

第3期：平成24～26年度の3カ年間

## 第2章

### 第2章 龍ヶ崎市の現況

#### 第1節 人口・世帯

平成20年10月1日現在、龍ヶ崎市の総人口は79,216人です。男女別では、男性が39,626人、女性が39,590人となっており、ほぼ同じ割合となっています。また、世帯数は28,920世帯で、1世帯あたり2.74人となっています。

(平成20年10月1日現在)

総人口	男性（構成比）	女性（構成比）	世帯数	1世帯あたり人員
79,216人	39,626人(50.02%)	39,590人(49.98%)	28,920世帯	2.74人/世帯

(住民基本台帳登録者数+外国人登録者数)

#### 第2節 龍ヶ崎市の障がい者の現状

##### 1 障がい者の状況

平成20年3月末現在、龍ヶ崎市における身体障害者手帳所持者は1,914人、療育手帳所持者は353人、精神障害者保健福祉手帳所持者は195人です。総人口に占める手帳所持者の割合は、3.1%となっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）を受けている方は、553名います。

身体障害者手帳交付件数

(平成20年3月31日現在)(単位:人)

障がい別	等級別 児者別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
		18歳未満	2	0	0	0	1	0
視覚障がい	18歳以上	45	50	12	12	20	9	148
	計	47	50	12	12	21	9	151
	18歳未満	0	1	0	0	0	0	1
聴覚・平衡 機能障がい	18歳以上	3	40	16	25	0	38	122
	計	3	41	16	25	0	38	123
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語 ・そしゃく 機能障がい	18歳以上	0	2	13	3	0	0	18
	計	0	2	13	3	0	0	18
	18歳未満	16	8	0	2	0	1	27
肢体不自由	18歳以上	241	252	174	223	103	45	1,038
	計	257	260	174	225	103	46	1,065
	18歳未満	10	1	6	0	0	0	17
内部障がい	18歳以上	323	7	90	120	0	0	540
	計	333	8	96	120	0	0	557
	18歳未満	28	10	6	2	1	1	48
合計	18歳以上	612	351	305	383	123	92	1,866
	計	640	361	311	385	124	93	1,914



療育手帳交付件数 (平成20年3月31日現在)(単位:人)

年齢 \ 区分	㊸	A	B	C	合計
18歳未満	27	32	39	27	125
18歳以上	45	68	69	46	228
合計	72	100	108	73	353

精神障害者保健福祉手帳交付件数及び精神通院医療利用者

(平成20年3月31日現在)(単位:人)

性別 \ 区分	1級	2級	3級	合計	精神通院医療
合計	35	104	56	195	553

### 第3章 サービス提供基盤の整備

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類毎に必要な量を見込むとともに、その見込量を確保するための具体的な方策を設定するものです。

#### 第1節 基本的な考え方

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、また社会参加を促進するために、障害福祉サービス及び指定相談支援、地域生活支援事業を提供するにあたって、以下の3つの考え方を基本的な理念として計画を推進します。

##### 1 障がい者の主体性を尊重したサービスの選択

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別・程度にかかわらず、障がい者自らが居住地及び必要とするサービスを選択できる体制を確立します。

##### 2 障がいの種別にかかわらず平等なサービスの提供

障がいの種別にかかわらず、誰もが平等にサービスを選択できる体制を確立し、特に、精神障がい者に対するサービスの充実を図ります。

##### 3 身近な地域におけるサービスの提供

地域における生活や就労が実現できるよう、身近な地域でサービスを受けられる体制を確立します。

## 第2節 基本目標

障がい者の自立支援のために必要な地域生活移行支援や就労支援を推進するため、平成23年度を目標年度として以下の数値目標を設定します。

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

## 国の基本指針

地域生活への移行を進める観点から、第1期障がい福祉計画の作成時点（以下「第1期計画時点」という。）において、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意すること。

## 目標値の設定

項目	数値	考え方
施設入所者数（A）	41人	第1期計画時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行数（B）	4人	（A）のうち、平成23年度末までに施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数
新たな施設入所者数（C）	1人	平成23年度末までに新たに施設入所が必要となる者の数
目標年度施設入所者数（D）	38人	平成23年度末の施設入所者見込み数 (A-B+C)
【目標値】 施設入所者削減見込み	3人	差引減少見込み数（A-D）

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

**国の基本指針**  
 平成 24 年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者（以下「退院可能精神障がい者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 23 年度末までの退院可能精神障がい者の減少目標値（平成 14 年度における退院可能精神障がい者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）を設定する。

目標値の設定

項目	数値	考え方
退院可能精神障がい者数	37人	第 1 期計画時点における退院可能精神障がい者数
【目標値】 減少数	31人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

3 福祉施設から一般就労への移行等

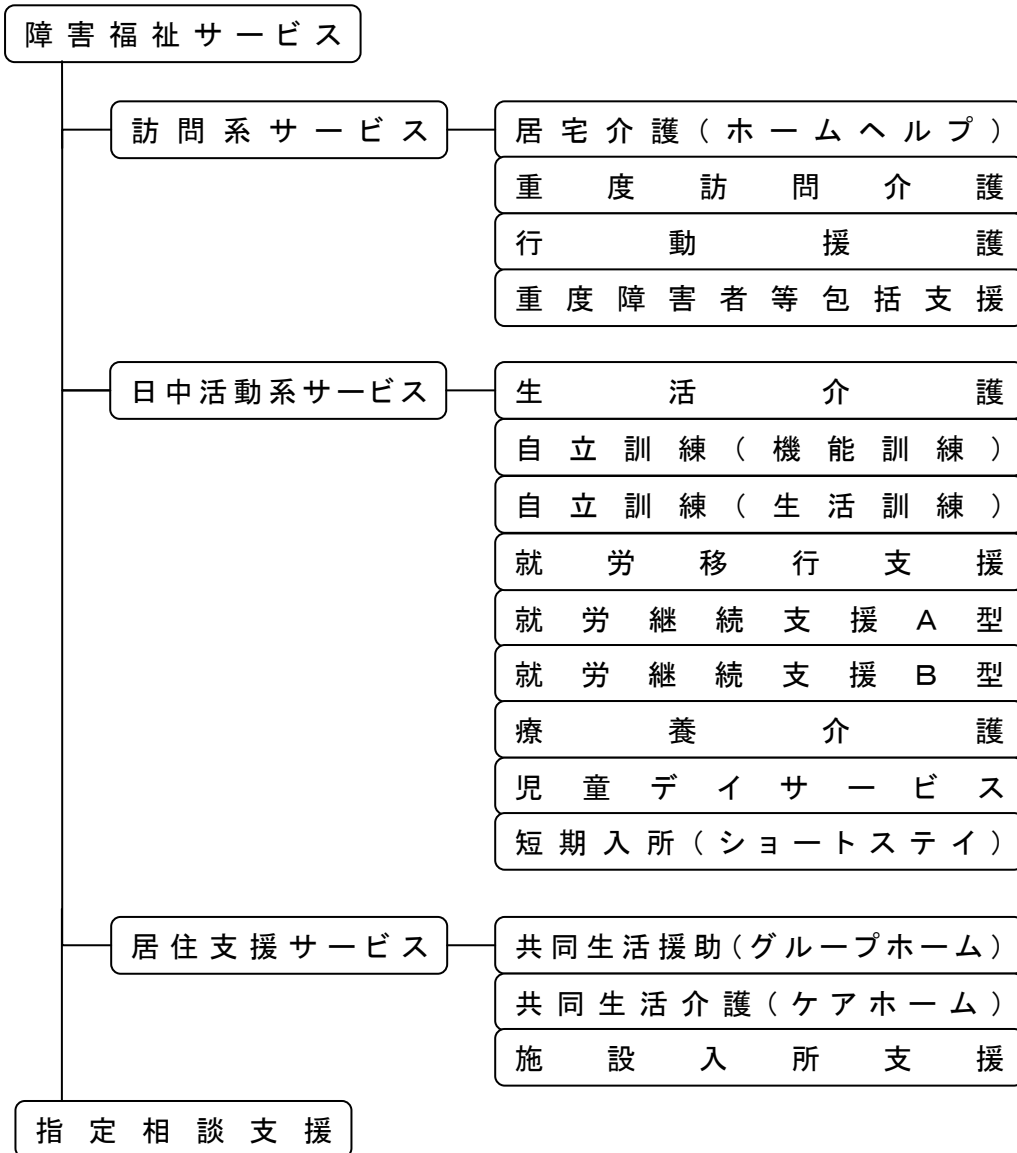
**国の基本指針**  
 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、第 1 期計画時点における一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成 23 年度までに第 1 期計画時点における福祉施設利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 23 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することを目指す。

目標値の設定

項目	数値	考え方
年間の一般就労移行者数	1人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	5人	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

第3節 障害福祉サービス又は指定相談支援の見込量及びその見込量の確保のための方策

障害者自立支援法第5条に規定されている障害福祉サービスは、体系別に次のように分類され、障がいのある方の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえ、個別に支給が決定されます。



1 訪問系サービス

現 状

居宅介護の利用者は増加傾向にあります。また、事業所は市内に5箇所ありますが、ヘルパーが減少しておりサービス供給量は不足傾向にあります。重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援サービスはこれまでのところ利用がありません。

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

実施の考え方	障がい者が住み慣れた地域や家庭で日々の生活を快適に自立して送れるよう、障がいの種類や程度、ニーズに応じた適切なサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、排せつ、食事等の介護</li> <li>・調理、洗濯、掃除等の家事援助</li> </ul>
利用対象者	・障害程度区分1以上

(2) 重度訪問介護

実施の考え方	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方が、住み慣れた地域や家庭で日々の生活を快適に送れるよう、障がいの種類や程度、ニーズに応じた適切なサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、排せつ、食事等の介護</li> <li>・日常生活支援</li> <li>・外出時の移動介護</li> </ul>
利用対象者	<p>障害程度区分4以上の肢体不自由者で常時介護を必要とし、以下のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二肢以上に麻痺がある</li> <li>・障害程度区分の認定調査項目のうち、歩行、移乗、排尿、排便のいずれも「できる」以外と認定されている</li> </ul>

(3) 行動援護

実施の考え方	行動上著しい困難がある知的障がい者・精神障がい者が、住み慣れた地域や家庭で安全に安心して日々の生活を送れるよう、適切なサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動する際に生じる危険を回避するための援護</li> <li>・外出時の移動中の介護</li> </ul>

利用対象者	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常に介護が必要とし、以下に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害程度区分3以上で、障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点が10点以上の方</li> </ul>
-------	--

## (4) 重度障害者等包括支援

実施の考え方	意思疎通に著しい困難がある重度の障がい者が、住み慣れた地域や家庭で日々の生活を快適に送れるよう、障がいの種類や程度、ニーズに応じて必要とする様々なサービスを包括的に提供します。
主な内容	・常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供
利用対象者	障害程度区分6に該当し、意思疎通に著しい困難があり、以下のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度訪問介護の対象者で、四肢全てに麻痺があり寝たきりの状態で、気管切開による人工呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者</li> <li>・障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点が15点以上の方</li> </ul>

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）については、一括してサービス量を見込んでいます。

見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度：440時間分/月<sup>※1</sup>（44人）【実績】</li> <li>・平成19年度：483時間分/月（48人）【実績】</li> <li>・平成20年度：480時間分/月（45人）</li> <li>・平成21年度：538時間分/月（48人）</li> <li>・平成22年度：582時間分/月（52人）</li> <li>・平成23年度：616時間分/月（55人）</li> </ul>
見込量の確保のための方策	関係機関、事業所との情報交換や連絡調整を行い、利用者の伸びに対応したサービス供給の確保に努めます。

<sup>※1</sup> 時間分/月…サービス量の単位で、1月当たりの利用者全員の延べ利用時間を表します。

2 日中活動支援サービス

現 状

旧法入所施設<sup>※1</sup>の新体系サービスへの移行に伴い、日中活動系サービス全体で利用が増加しています。今後も旧法入所施設からの移行や特別支援学校<sup>※2</sup>生徒の卒業に伴う利用の増加が見込まれます。

また、療養介護はこれまで利用がありませんでしたが、児童福祉法に基づく重症心身障害児施設が障害福祉サービス事業所に移行することによりサービスの利用が見込まれています。

児童デイサービスは利用者が増加していますが、市内に3箇所の事業所があり供給量は概ね確保できる状況にあります。

短期入所（ショートステイ）の利用者はほぼ横ばいですが、取手・龍ヶ崎障害福祉圏域<sup>※3</sup>を越えて利用する傾向にあり、圏域でのサービス供給量は不足傾向にあると言えます。

(1) 生活介護

実施の考え方	常時介護が必要な方が安定した生活を送れるよう、介護サービスや創作的活動の機会を提供します。
主な内容	・入浴、排せつ、食事等の介護 ・軽作業等の生産活動や創作的活動の実施
利用対象者	常時介護が必要で、以下のいずれかに該当する方 ・障害程度区分3以上（施設入所の場合、区分4以上） ・50歳以上で障害程度区分2以上（施設入所の場合、区分3以上）
見込量	・平成18年度：874人日分/月 <sup>※4</sup> （57人）【実績】 ・平成19年度：1,021人日分/月（67人）【実績】 ・平成20年度：1,225人日分/月（70人） ・平成21年度：1,540人日分/月（88人） ・平成22年度：1,628人日分/月（93人） ・平成23年度：1,733人日分/月（99人）
見込量の確保のための方策	旧法入所施設から移行する利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、事業所との情報交換を行い、サービス供給の確保に努めます。

※1 旧法入所施設………障害者自立支援法の施行以前から運営されている身体障害者療養施設、身体障がい者や知的障がい者の更生施設・授産施設で、法の経過措置により法が施行された平成18年10月以降も従来のサービスを継続して提供している施設をいいます。

※2 特別支援学校………児童・生徒の障がいの程度、重複化や多様化に対応するための学校です。従来は盲・ろう・養護学校とされていましたが、平成19年4月からは障がい区分をなくした特別支援学校に改められました。

※3 取手・龍ヶ崎障害福祉圏域………茨城県が策定した「いばらき障がい者いきいきプラン」において、保健・医療・福祉の連携を図りながら、障がい者に対しさらに効率的なサービスが提供できるように県内を9つに分け設定されているものの1つで、龍ヶ崎市・取手市・牛久市・守谷市・稲敷市・美浦村・阿見町・河内町・利根町の9市町村が属しています。

※4 人日分/月………サービス量の単位で、1月当たりの利用者全員の延べ利用日数を表します。



## (2) 自立訓練（機能訓練）

実施の考え方	身体障がい者が、地域で自立した社会生活を送れるよう、障がいの程度や目的にあったリハビリテーションなどのサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション</li> <li>・歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練</li> </ul> ※ 当サービスの利用期間は標準で18ヶ月以内
利用対象者	地域生活を送るために以下の支援が必要な身体障がい者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院や入所施設を退院・退所し、地域生活への移行のために身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</li> <li>・特別支援学校等を卒業し、地域生活を送る上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</li> </ul>
見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度：47人日分／月（5人） 【実績】</li> <li>・平成19年度：48人日分／月（5人） 【実績】</li> <li>・平成20年度：54人日分／月（5人）</li> <li>・平成21年度：65人日分／月（6人）</li> <li>・平成22年度：65人日分／月（6人）</li> <li>・平成23年度：65人日分／月（6人）</li> </ul>
見込量の確保のための方策	事業所との情報交換を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保に努めます。

## (3) 自立訓練（生活訓練）

実施の考え方	知的障がい者・精神障がい者が、地域で自立した日常生活を送れるよう、障がいの程度や目的にあったリハビリテーションなどのサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や家事等日常生活能力を向上させるためのリハビリテーション</li> </ul> ※ 当サービスの利用期間は標準で24ヶ月以内（長期入所者の場合は36ヶ月以内）
利用対象者	地域生活への移行のために生活能力の維持向上などの支援が必要な知的障がい者・精神障がい者で以下に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院や入所施設を退院・退所した方</li> <li>・特別支援学校を卒業した方</li> <li>・継続した通院で症状が安定している方</li> </ul>

見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年度：247人日分/月（19人） 【実績】</li> <li>・平成 19 年度：253人日分/月（24人） 【実績】</li> <li>・平成 20 年度：357人日分/月（30人）</li> <li>・平成 21 年度：448人日分/月（38人）</li> <li>・平成 22 年度：401人日分/月（34人）</li> <li>・平成 23 年度：401人日分/月（34人）</li> </ul>
見込量の確保のための方策	事業所との情報交換を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保に努めます。

(4) 就労移行支援

実施の考え方	障がい者が地域で自立し、安定した生活が送れるよう、一般就労を促進するために必要な訓練・指導を提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内や企業において作業や実習の実施</li> <li>・適性にあった職場探し</li> <li>・就労後、職場定着のための支援</li> </ul> <p>※ 当サービスの利用期間は標準で24ヶ月以内</p>
利用対象者	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しを通じ適性にあった職場への就労等が見込まれる方（65歳未満）
見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年度：30人日分/月（3人） 【実績】</li> <li>・平成 19 年度：66人日分/月（7人） 【実績】</li> <li>・平成 20 年度：301人日分/月（17人）</li> <li>・平成 21 年度：407人日分/月（23人）</li> <li>・平成 22 年度：637人日分/月（36人）</li> <li>・平成 23 年度：743人日分/月（42人）</li> </ul>
見込量の確保のための方策	事業所との情報交換を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保に努めます。

## (5) 就労継続支援A型（雇成型）

実施の考え方	就労移行支援事業の利用等により一般企業への雇用に結びつかなかった障がい者が、地域で自立し、安定した生活が送れるよう、雇用契約に基づく就労機会を提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約に基づく就労機会の提供</li> <li>・一般就労への移行に向けた支援</li> </ul>
利用対象者	<p>就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、当該事業所で雇用契約に基づく就労が可能と見込まれ（利用開始時65歳未満）、以下に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業により一般企業への雇用に結びつかなかった方</li> <li>・特別支援学校等卒業後、雇用に結びつかなかった方</li> <li>・一般企業を離職した方又は就労経験のある方</li> </ul>
見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度：0人日分/月（0人）【実績】</li> <li>・平成19年度：0人日分/月（0人）【実績】</li> <li>・平成20年度：0人日分/月（0人）</li> <li>・平成21年度：20人日分/月（1人）</li> <li>・平成22年度：20人日分/月（1人）</li> <li>・平成23年度：20人日分/月（1人）</li> </ul>
見込量の確保のための方策	利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保に努めます。

## (6) 就労継続支援B型（非雇成型）

実施の考え方	就労支援事業や就労継続支援事業A型の利用により一般企業への雇用に結びつかなかった障がい者や一定年齢以上の方が、地域で自立し、生きがいつくりにつながるよう、雇用契約は結ばない就労や生産活動の機会を提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約を結ばない就労や生産活動機会の提供</li> </ul>
利用対象者	<p>就労等の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上・維持が期待され、以下に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方</li> <li>・就労移行支援事業を利用したが、雇用に結びつかなかった方</li> <li>・上記以外で、50歳に達している方</li> </ul>

見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度： 57人日分/月（ 5人） 【実績】</li> <li>・平成19年度：138人日分/月（ 9人） 【実績】</li> <li>・平成20年度：104人日分/月（ 7人）</li> <li>・平成21年度：311人日分/月（21人）</li> <li>・平成22年度：533人日分/月（36人）</li> <li>・平成23年度：622人日分/月（42人）</li> </ul>
見込量の確保のための方策	他のサービスからの移行による利用者の伸びに対応したサービス量を見込み、供給の確保に努めます。

(7) 療養介護

実施の考え方	長期入院による医療に加え、常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をするサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的管理下における入浴、排せつ、食事等の介護</li> <li>・声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援</li> </ul>
利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気管切開を伴う人工呼吸器による管理を行っており、障害程度区分6以上の方</li> <li>・筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で、障害程度区分5以上の方</li> </ul>
見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度： 0人日分/月（ 0人） 【実績】</li> <li>・平成19年度： 0人日分/月（ 0人） 【実績】</li> <li>・平成20年度： 0人日分/月（ 0人）</li> <li>・平成21年度：30人日分/月（ 1人）</li> <li>・平成22年度：30人日分/月（ 1人）</li> <li>・平成23年度：30人日分/月（ 1人）</li> </ul>
見込量の確保のための方策	事業所との情報交換を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス供給の確保に努めます。

## (8) 児童デイサービス

実施の考え方	障がい児の日常生活能力が向上するよう、住み慣れた地域での療育を提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活における基本的な動作の指導</li> <li>・集団生活への適応訓練</li> </ul>
利用対象者	・療育を必要とする障がい児
見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度：280人日分/月（88人）【実績】</li> <li>・平成19年度：358人日分/月（106人）【実績】</li> <li>・平成20年度：360人日分/月（116人）</li> <li>・平成21年度：400人日分/月（129人）</li> <li>・平成22年度：443人日分/月（143人）</li> <li>・平成23年度：484人日分/月（156人）</li> </ul>
見込量の確保のための方策	利用者の増加が見込まれ、今後も利用者のニーズ把握に努め、提供体制の充実とサービスの質の向上に努めます。

## (9) 短期入所（ショートステイ）

実施の考え方	介護者が疾病等により一時的に介護ができない場合に、障がい者が安心して地域で生活を送れるよう、サービスを提供します。
主な内容	・短期間の施設入所
利用対象者	・障害程度区分1以上で、介護者の疾病等により一時的に介護を必要とする障がい者
見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度：32人日分/月（33人）【実績】</li> <li>・平成19年度：54人日分/月（26人）【実績】</li> <li>・平成20年度：61人日分/月（29人）</li> <li>・平成21年度：86人日分/月（39人）</li> <li>・平成22年度：108人日分/月（49人）</li> <li>・平成23年度：130人日分/月（59人）</li> </ul>
見込量の確保のための方策	事業所との情報交換を行い、サービス供給の確保に努めます。また、既存施設の利用の検討も含め、市内への新規事業者の参入に努めます。

3 居住支援サービス

現 状

共同生活援助（グループホーム）は、退院可能な精神障がい者の地域生活での受皿になるなど今後も利用者は増加すると見込まれておりますが、市内の事業所はほぼ満員であり供給量は不足傾向にあります。

共同生活介護（ケアホーム）の利用者数は他のサービスに比べ少ないですが、グループホームと同様に施設入所者が地域生活へ移行するには重要なサービスであり、今後、需要の増加が見込まれます。

施設入所支援は、旧法入所施設からの移行により増加が見込まれます。市民が利用している旧法入所施設は15箇所あり、平成23年度末までに順次移行されます。

(1) 共同生活援助（グループホーム）

実施の考え方	施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるため、地域における生活の場として家事等の日常生活の支援や相談支援サービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や掃除等の日常生活上の家事支援</li> <li>・日常生活上の相談支援</li> </ul>
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労し、又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を送る上で相談等の日常生活の援助が必要な方</li> </ul>
見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度：10人分/月 【実績】</li> <li>・平成19年度：11人分/月 【実績】</li> <li>・平成20年度：13人分/月</li> <li>・平成21年度：19人分/月</li> <li>・平成22年度：25人分/月</li> <li>・平成23年度：32人分/月</li> </ul>
見込量の確保のための方策	今後、需要が増加すると見込まれるため、新規事業者の参入を進め、サービス提供体制の確保に努めます。

## (2) 共同生活介護（ケアホーム）

実施の考え方	施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるため、ひとりで自立して生活することが困難な方が安心して生活できるよう、ケアホーム事業者の参入を促進し、家事等の日常生活の支援、相談支援のほか、入浴や排せつ、食事等介護のサービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、排せつ、食事等の介護</li> <li>・食事や掃除等の日常生活上の家事支援</li> <li>・日常生活上の相談支援</li> </ul>
利用対象者	・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域で自立した日常生活を送る上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援が必要な障害程度区分2以上の方
見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度： 1人分/月 【実績】</li> <li>・平成19年度： 2人分/月 【実績】</li> <li>・平成20年度： 4人分/月</li> <li>・平成21年度： 6人分/月</li> <li>・平成22年度： 8人分/月</li> <li>・平成23年度： 10人分/月</li> </ul>
見込量の確保のための方策	新規事業者の参入を進め、サービス提供体制の確保に努めます。

## (3) 施設入所支援

実施の考え方	生活介護の利用者や自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、通所することが困難な方が安定した日常生活を送れるよう、夜間等に介護を受けることができる居住場所を確保し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスを提供します。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間における入浴、排せつ、食事等の介護</li> <li>・日常生活上の相談支援</li> </ul>
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害程度区分4以上で生活介護の利用者（50歳以上の場合、区分3以上）</li> <li>・自立訓練又は就労移行支援の利用者で、近隣に通所施設がないため入所が必要な方</li> </ul>
見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度： 1人分/月 【実績】</li> <li>・平成19年度： 5人分/月 【実績】</li> </ul>

### 第3章

---

	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成 20 年度：14人分／月</li><li>・平成 21 年度：28人分／月</li><li>・平成 22 年度：29人分／月</li><li>・平成 23 年度：32人分／月</li></ul>
見込量の確保 のための方策	旧法入所施設から障害者自立支援法に基づく新体系への移行が経過措置により、平成 23 年度までとなっていることから、移行時期の情報収集を行い、利用者のニーズに応じた適切なサービス量供給の確保に努めます。



## 4 指定相談支援

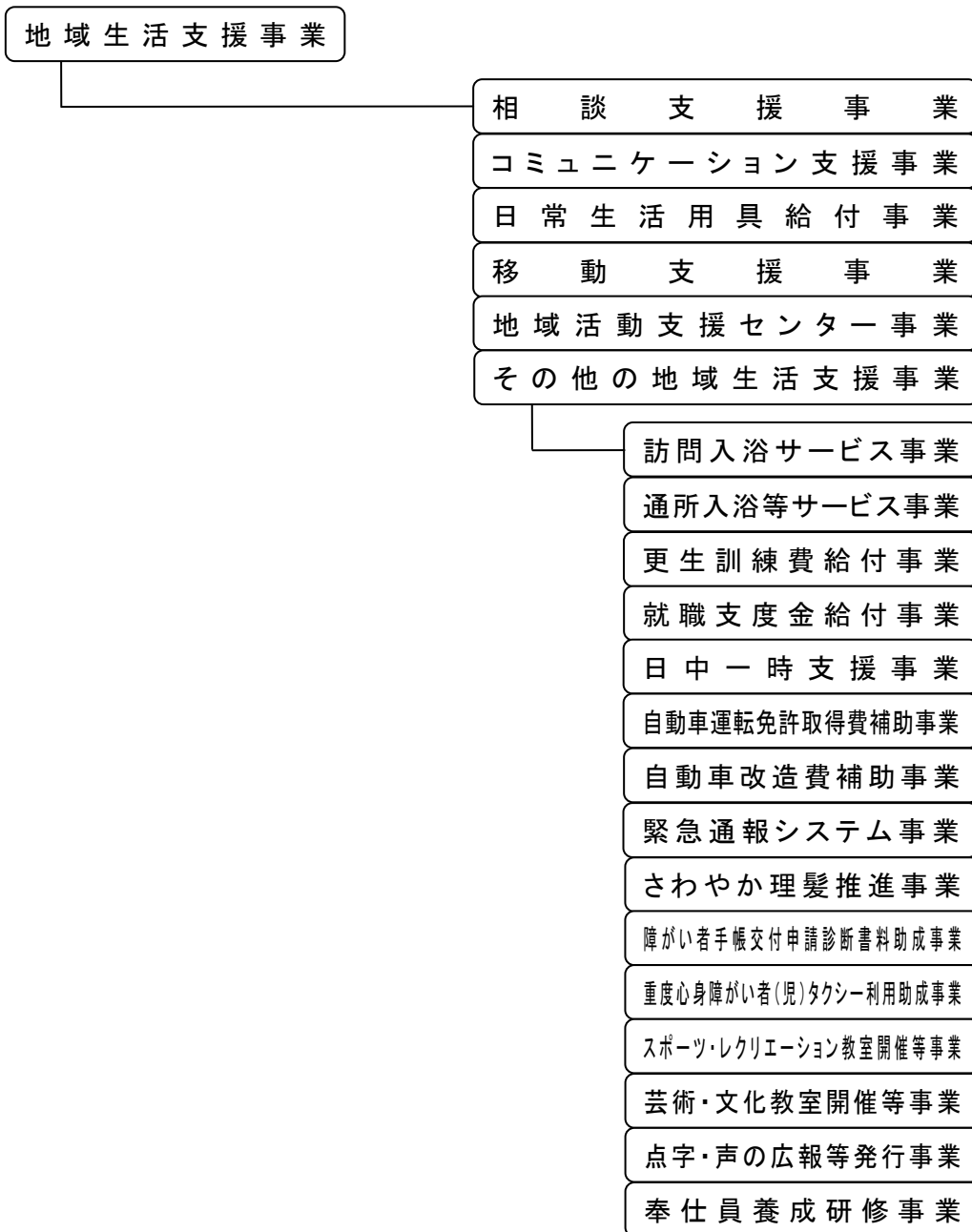
## 現 状

サービスを利用できる利用者が限定されているため、これまでのところ利用はありません。

実施の考え方	自ら福祉サービスの利用調整が困難な方が、障がいの種類や程度に応じた適切なサービスを受けられるよう、総合的な相談や情報提供をします。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用計画の作成</li> <li>・生活全般の相談</li> <li>・サービス利用に関する情報提供</li> </ul>
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間の入院・入所から地域生活へ移行するため、一定期間（6ヶ月程度）集中的な支援を必要とする方</li> <li>・家族等からの支援が得られない単身等であり、自ら福祉サービスの利用調整が困難で、計画的な支援を必要とする方</li> <li>・重度障害者等包括支援の対象者で、重度訪問介護等の他の障害福祉サービスの支給決定を受けている方</li> </ul>
見込量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度：0人分/月 【実績】</li> <li>・平成19年度：0人分/月 【実績】</li> <li>・平成20年度：0人分/月</li> <li>・平成21年度：1人分/月</li> <li>・平成22年度：1人分/月</li> <li>・平成23年度：1人分/月</li> </ul>
見込量の確保のための方策	サービスの周知に努め、事業者の参入を促進し供給の確保に努めます。

#### 第4節 市が実施する地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害者自立支援法第77条に基づき、障がいのある方々が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう本市の実情や利用する方の状況に応じて独自に実施する事業で、本市では、次の事業を計画しています。



1 相談支援事業

市の相談窓口に精神保健福祉士を配置し、相談支援の強化を図っています。

(1) 一般的な相談支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助を行います。

また、相談支援事業を適切で効果的に実施していくために、障害福祉サービス事業者、雇用（ハローワーク、商工会等）、教育（特別支援学校等）、医療機関等の関連する分野の関係者が、地域の課題について情報を共有し、具体的に協議する場である「地域自立支援協議会」を設置します。

(2) 市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業を適正かつ円滑に実施するため、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の申立てに要する経費等を助成し、障がい者の権利擁護を図れるよう支援します。

(実施箇所数又は実施の有無)

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
(1) 一般的な相談支援事業					
相談支援事業	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	無	無	有	有	有
(2) 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有
(3) 成年後見人制度利用支援事業	有	有	有	有	有

2 コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者の社会活動への参加機会を広げ、必要なときに的確な情報を得られるよう、円滑なコミュニケーションを図るための支援を推進します。

現在利用している障がい者は限られているため、より多くの障がい者に利用していただくように事業の周知に努めます。

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業					
(実利用見込み者数)	4	5	6	8	10
(延べ利用見込み件数)	14	17	21	25	30

3 日常生活用具給付事業

日常生活を送る上で支障がある重度障がい者が住み慣れた地域や自宅で自立した生活を送れるよう、日常生活の便宜を図るための用具の給付を行います。

特に排泄管理支援用具の給付が増加しており、今後も増加が見込まれます。

(単位：延べ給付見込み件数)

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
日常生活用具給付事業	967	1,302	1,571	1,906	2,390
介護訓練支援用具	4	4	5	5	5
自立生活支援用具	9	100	60	10	10
在宅療養等支援用具	4	5	5	5	5
情報・意思疎通伝達支援用具	4	4	5	5	5
排泄管理支援用具	943	1,186	1,492	1,877	2,361
住宅改修費	3	3	4	4	4

4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が地域で自立した社会生活や日常生活を送るため、さまざまな社会活動に容易に参加できるよう外出時の支援を行います。

現在利用者が少ないため、事業の周知に努めます。

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
移動支援事業					
(実利用見込み者数)	3	3	4	5	6
(延べ利用見込み時間数)	75	96	117	138	159

5 地域活動支援センター事業

障がい者が地域で自立した社会生活や日常生活を送れるよう、関係自治体と連携し、創作的活動や生産活動を提供する場の提供や、社会との交流促進を行えるよう支援を行います。

今後、精神障がい者の退院促進により利用の増加が見込まれます。

(1) 基礎的事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進が図れるよう支援を行います。

(2) 機能強化事業

基礎的事業に加え、本事業の機能を充実強化するため、次の類型を設け事業を実施します。

ア I型（1日当たりの実利用者人数：概ね20人以上）

精神保健福祉士などの専門職員を配置し、医療・福祉や地域のサービス提供事業者等の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進のための普及・啓発活動を実施します。また、相談支援事業も併せて実施又は委託を受けているものとします。

イ II型（1日当たりの実利用者人数：概ね15人以上）

地域での雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

ウ III型（1日当たりの実利用者人数：概ね10人以上）

地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業や自立支援給付に基づく事業所に併設して実施します。

事業名		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
地域活動支援センター事業						
I型	（実施見込み箇所数）	1	1	1	1	1
	（実利用見込み者数）	21	21	29	36	47
II型	（実施見込み箇所数）	1	1	1	1	1
	（実利用見込み者数）	23	26	29	32	35

6 その他の地域生活支援事業

次のサービスや助成事業を実施し、障がい者の自立した地域生活への支援に努めます。

(1) 訪問入浴サービス事業

自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図れるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
訪問入浴サービス事業	0	0	1	1	1

(2) 通所入浴等サービス事業

施設において介助入浴、食事等のサービスの提供を受け、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図れるよう支援します。

事業名		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
通所入浴サービス事業	利用実人数	3	2	3	3	3
	人日分/月	10	7	10	10	10

(3) 更生訓練費給付事業

就労移行支援利用者や身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く。）入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進が図れるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
更生訓練費給付事業	0	0	1	1	1

(4) 就職支度金給付事業

就労移行支援又は就労継続支援を利用した障がい者や、身体障害者更生援護施設に入所又は通所している身体障がい者が訓練を終了して、就職等により自立する場合に就職支度金を支給し、社会復帰の促進が図れるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
就職支度金給付事業	0	1	1	1	1

(5) 日中一時支援事業

障がい者及び障がい児に対して、日中における見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行うことにより、日中における活動の場を確保し、障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図れるよう支援します。

事業名		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
日中一時支援事業	利用実人数	41	47	54	62	71
	人日分/月	88	99	113	130	149

(6) 自動車運転免許取得費補助事業

身体障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労等の社会参加を促進できるよう支援します。

（単位：利用者見込数）

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
自動車運転免許取得費補助事業	0	1	1	1	1

## (7) 自動車改造費補助事業

重度身体障がい者が自立した生活及び就労等の社会参加ができるよう、当該障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、社会復帰の促進が図れるよう支援します。

(単位：利用者見込数)

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
自動車改造費補助事業	3	2	2	2	2

## (8) 緊急通報システム事業

ひとり暮らしで外出困難な重度身体障がい者に対して、専用電話器等を貸与することにより、急病、事故等の緊急時に即時に対応できるよう支援します。

(単位：新規設置見込件数)

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
緊急通報システム事業	2	2	2	2	2

## (9) さわやか理髪推進事業

外出が困難な重度身体障がい者に対して、自宅に訪問し出張理容サービスを実施することにより、快適な環境と生きがいを与えられるよう支援します。

(単位：利用者見込数)

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
さわやか理髪推進事業	6	6	6	6	6

## (10) 障がい者手帳交付申請診断書料助成事業

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を新規申請する際に添付する医師の診断書の作成に要した経費を助成することにより、身体又は精神に障がいのある者の福祉の増進が図れるよう支援します。

(単位：助成者見込数)

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
障がい者手帳交付申請診断書料助成事業	177	162	180	180	180

(11) 重度心身障がい者(児)タクシー利用助成事業

重度心身障がい者(児)に対して、医療機関への通院などに利用するタクシーの料金の一部を助成することにより、福祉の増進が図れるよう支援します。

(単位：交付者見込数)

事業名	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度
重度心身障がい者(児)タクシー利用助成事業	165	170	175	180	185

(12) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力の維持・増強を図り、また、参加者同士の交流を深めることにより社会参加を促進できるよう支援します。

(13) 芸術・文化講座開催等事業

障がい者を対象とした芸術・文化活動の講座を開催し、作品展など発表の場を提供することにより、障がい者の創作意欲を助長し社会参加を促進できるよう支援します。

(14) 点字・声の広報等発行事業

視覚障がい者に、市の広報紙などの地域で生活する上で必要度の高い情報を、点字や音声に訳し提供することにより、社会参加を促進できるよう支援します。

(15) 奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話ができる手話奉仕員のほか、要約筆記員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員を養成し、聴覚障がい者等との交流を推進し、市の広報活動の支援者となることができるよう支援します。



## 第4章 地域の社会資源

取手・龍ヶ崎障害福祉圏域には、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービスを提供するための体制が確保されています。これら地域の社会資源を最大限に活用しつつ、今後もサービス提供体制の更なる整備を推進します。

## 第1節 指定障害福祉サービス事業所

## 1 居宅介護・重度訪問介護（龍ヶ崎市をサービス提供地域とする事業所）

事業所名	住所	電話
タカラケア龍ヶ崎事業所	龍ヶ崎市中根台 4-10-1	0297-66-7411
牛尾病院訪問介護センター	龍ヶ崎市馴柴町 1-15-1	0297-60-8855
ヤックスヘルパーステーション龍ヶ崎	龍ヶ崎市藤ヶ丘 1-3-1 ヤックスラッグ 龍ヶ崎藤ヶ丘店内	0297-63-7745
ヘルパーステーション ゆうき	龍ヶ崎市 4359-1	0297-61-0220
指定訪問介護事業所 藤代介護サービス	取手市宮和田 298	0297-70-8451
ヤックスヘルパーステーション土浦	土浦市真鍋 3-3386 ヤックスラッグ 土浦真鍋店内	029-835-3339
指定訪問介護事業所 藤代介護サービス	取手市宮和田 298	0297-70-8451
介護サービスひだまり	牛久市南 3-7-8	029-874-8488
牛久さくら園 訪問介護事業所	牛久市上柏田 1-18-4	029-878-0711
さくら・介護ステーションいなしき	稲敷市柴崎 8793-12	0297-87-3182
あゆみ介護ステーション	稲敷市蒲ヶ山 655	029-892-7801
やまなみ園居宅支援事業所	北相馬郡利根町立木 909	0297-61-7000
セントケア利根	北相馬郡利根町布川 2115-89 エンゼルハウス1F	0297-61-7180
指定訪問自立支援事業所 アモール	つくば市上広岡 407-1	029-896-5100
アコモードヘルパーステーション	千葉県我孫子市布佐 1559-2	04-7189-5201

## 2 生活介護

事業所名	住所	電話
障害福祉サービス事業所 あざみ	龍ヶ崎市川原代町 5014	0297-62-5851
障害福祉サービス事業所 ひまわり園	龍ヶ崎市高須町 4207	0297-62-2772
ポニーの家	取手市高須 2148	0297-83-2266
取手市障害者福祉センターあけぼの	取手市寺田 4723	0297-74-5157
取手市立障害者福祉センターつつじ園	取手市戸頭 1299-1	0297-78-3211
みのるの郷	牛久市さくら台	029-869-8686
稲敷市障がい者センターハートピアいなしき	稲敷市佐原組新田 1540	0299-79-3737
生活介護 響	北相馬郡利根町横須賀 147	0297-61-8500

## 第4章

### 3 自立訓練（機能訓練）

事業所名	住所	電話
障害福祉サービス事業所 あざみ	龍ヶ崎市川原代町 5014	0297-62-5851
取手市障害者福祉センターあけぼの	取手市寺田 4723	0297-74-5157

### 4 自立訓練（生活訓練）

事業所名	住所	電話
自立訓練（生活訓練）「ミントの家」	龍ヶ崎市根町 3321-14	0297-64-8820
障害福祉サービス事業所 ひまわり園	龍ヶ崎市高須町 4207	0297-64-2772
PLS スマイルクラブ ほほえみ	取手市小文間 3717	0297-72-8335
ポニーの家	取手市高須 2148	0297-83-2266
取手市立障害者福祉センターつつじ園	取手市戸頭 1299-1	0297-78-3211
取手市立障害者福祉センターふじしろ	取手市藤代 730-1	0297-83-5666
みのるの郷	牛久市さくら台 1-76-3	029-869-8686
ケアステーション・モリヤ	守谷市松前台 1-23-5 コンコードパレス 102	0297-46-0113
稲敷市障がい者センターハートピアいなしき	稲敷市佐原組新田 1540	0299-79-3737
ケアステーション・コナン	稲敷郡美浦村木原渡戸 626-2	029-891-6700

### 5 就労移行支援

事業所名	住所	電話
障害福祉サービス事業所 ひまわり園	龍ヶ崎市高須町 4207	0297-64-2772
自立支援センターいこいはうす	牛久市田宮 2-50-13	029-830-8451
みのるの郷	牛久市さくら台 1-76-3	029-869-8686
ケアステーション・モリヤ	守谷市松前台 1-23-5 コンコードパレス 102	0297-46-0113
AMI 福祉工場	稲敷郡阿見町福田 84-3	029-889-2138
ケアステーション・コナン	稲敷郡美浦村木原渡戸 626-2	029-891-6700

### 6 就労継続支援 B 型

事業所名	住所	電話
多機能型障害福祉サービス事業ミントの家	龍ヶ崎市根町 3321-14	0297-64-8820
取手市立障害者福祉センターつつじ園	取手市戸頭 1299-1	0297-78-3211
取手市立障害者福祉センターふじしろ	取手市藤代 730-1	0297-83-5666
ふくろうの郷	取手市寺田 5139	0297-72-6046
稲敷市障がい者センターハートピアいなしき	稲敷市佐原組新田 1540	0299-79-3737
ワークステーション若草園	稲敷郡阿見町阿見 5445-5	029-888-1883

## 7 児童デイサービス

事業所名	住所	電話
ぱれっと	龍ヶ崎市姫宮町 104	0297-62-8820
りとるミントの家	龍ヶ崎市出し山町 40	0297-64-8820
龍ヶ崎市児童デイサービスセンターつぼみ園	龍ヶ崎市 1736	0297-62-1775
取手市立こども発達センター	取手市高須 2151	0297-71-6331
コナン・キッズ	稲敷郡美浦村木原渡戸 626-2	029-891-6700

## 8 短期入所（ショートステイ）

事業所名	住所	電話
短期入所事業 龍ヶ岡	龍ヶ崎市中里 1-1-17	0297-61-1300
指定障害福祉サービス事業所 ときわ学園	取手市本郷 3-2-2	0297-72-3366
特別養護老人ホーム 牛久さくら園	牛久市上柏田 1-18-4	029-878-0711
指定短期入所生活介護事業所 博慈園	牛久市女化町 253-2	029-874-1200
指定障害福祉サービス事業所 さくら荘	守谷市大木 129-2	0297-48-6288
けやき	稲敷市上根本 3551	0297-87-0021
援護寮 悠々	稲敷市上根本 3390	0297-60-6262
水郷荘	稲敷市幸田 1252	0297-79-2319
虹の里	稲敷郡美浦村受領 957	029-840-4115

## 9 共同生活援助（グループホーム）

事業所名	住所	電話
清峰荘	龍ヶ崎市長峰町 1080	0297-64-5544
友歩	龍ヶ崎市根町 3321-12	0297-64-8820
すばる	牛久市城中町 1949-3	029-873-8883
グループホームいこいはうす	牛久市田宮 2-50-13	029-830-8451
けやき	稲敷市上根本 3551	0297-87-0021
太白荘	稲敷市阿波 1259-1	029-894-4567
恵和社会復帰センター 荒川沖カルナ寮	稲敷郡阿見町若栗 2585-1	029-887-9833

## 10 共同生活介護（ケアホーム）

事業所名	住所	電話
すばる	牛久市田宮 3-1-8	029-873-8883
かすみ	稲敷郡美浦村木原渡戸 626-2	029-891-6700

## 第4章

---

### 第2節 指定相談支援事業所

事業所名	住所	電話
いなしきハートフルセンター	稲敷市上根本 3551	0297-87-0055
あゆみ介護ステーション	稲敷市蒲ヶ山 655	029-892-5711
社会福祉法人 恵和会 恵和社会復帰センター	稲敷郡阿見町若栗 2585-1	029-887-9833

## 第3節 指定地域生活支援事業所

## 1 移動支援

事業所名	住所	電話
タカラケア龍ヶ崎事業所	龍ヶ崎市中根台 4-10-1	0297-66-7411
ユーアンドアイ介護ステーション	龍ヶ崎市姫宮町 104	0297-62-2667

## 2 地域活動支援センター

事業所名	住所	電話
いなしきハートフルセンター（Ⅰ型）	稲敷市上根本 3551	0297-87-0055
龍ヶ崎地域活動支援センター（Ⅱ型）	龍ヶ崎市川原代町 3区 2422-10	0297-64-1335

## 3 訪問入浴サービス

事業所名	住所	電話
寺島薬局株式会社介護事業部牛久営業所	牛久神谷 5-1-1	029-871-5918

## 4 通所入浴等サービス

事業所名	住所	電話
特別養護老人ホーム龍ヶ岡	龍ヶ崎市中里 1-1-17	0297-61-1300

## 5 日中一時支援

事業所名	住所	電話
日中一時支援事業所 ハート	龍ヶ崎市根町 3321-12	0297-64-8820
障害福祉サービス事業所 ひまわり園	龍ヶ崎市高須町 4207	0297-64-2772
ときわ学園	取手市本郷 3-2-2	0297-72-3366
障害福祉サービス事業所 ポニーの家	取手市高須 2148	0297-83-2266
みのるの郷	牛久市さくら台 1-76-3	029-869-8686
グループホーム すばる	牛久市田宮 3-1-8	029-873-8883
ケアステーション・コナン	稲敷郡美浦村木原渡戸 626-2	029-891-6700
虹の里	稲敷郡美浦村受領字八枚 957	029-840-4115
複合福祉施設 響	北相馬郡利根町横須賀 147	0297-61-8500
知的障害児施設 筑峯学園	つくば市平沢 655-4	029-867-0025
みもり園	つくば市水守 859-4	029-850-9030
つくば根学園	つくば市山口 1563	029-867-1200
知的障害者授産施設 はーとふる・ピレッジ	石岡市三村字長峰 2595-1	0299-36-1313
社会福祉法人 茨城県育成会 鹿島育成園児童寮	潮来市大賀 438-4	0299-66-3439